

青森県次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1 次世代育成支援対策推進法第21条の規定に基づき、青森県における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、青森県次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青森県次世代育成支援行動計画（後期計画）推進のための協議
- (2) 次世代育成支援対策の取組に関する情報交換
- (3) その他次世代育成支援対策の推進について必要と認める事項

(構成)

第3 地域協議会は、別表に掲げる団体等により構成する。

- 2 地域協議会の会長は青森県副知事（健康福祉部所管）とし、会議の議長となる。

(会議)

第4 地域協議会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成団体等以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 地域協議会の庶務は、青森県健康福祉部こどもみらい課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表)

区 分	構成団体等
福祉	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	青森県民生委員児童委員協議会
	社団法人青森県保育連合会
	青森県児童館連絡協議会
	青森県地域活動連絡協議会
	青少年育成青森県民会議
	社団法人青森県子ども会育成連合会
保健	社団法人青森県看護協会
医療	社団法人青森県医師会
教育	青森県私立幼稚園連合会
	青森県小学校長会
	青森県中学校長会
	青森県PTA連合会
経済	青森県商工会議所連合会
	青森県商工会連合会
	青森県中小企業団体中央会
	社団法人青森県経営者協会
労働	日本労働組合総連合会青森県連合会
NPO等	子育て支援団体
	地域活動団体
県民	子育て当事者
学識経験者	大学関係者
報道関係者	報道関係者
国	青森労働局
県議会	青森県議会環境厚生委員会
地方公共団体	青森県市長会
	青森県町村会
	青森県